

勤労者住宅資金利子補給制度

市内に住宅を新築・購入・増改築するため、市が指定する金融機関から住宅資金の融資を受けた勤労者を対象に、利子補給金を交付します。

最長で、融資の返済を開始した月から60カ月間交付を受けることができます。24年4月1日以降の借入金対象です。

対象

申請するとき次の要件を全て満たしている方。
▼職業の種類を問わず、事業所が事務所に使用か雇用をされ、賃金を支払われている方(法人代表者、役員などで雇用関係にならない方は除きます)
▼市内に自己が所有し、自ら居住する住宅を新築・購入・増改築した方
※居住以外の用途と併用した建物は対象外。増改築は、建築確認申請を行った物件が対象

利子補給の金額

融資額のうち500万円を対象に、前年中に支払った利子額の2分の1以内(限度額は月額1万963円)。

対象となる金融機関

さがみ農業協同組合、横浜銀行、りそな銀行、三菱

入金返済が完了していない方(借り換えは利子補給の対象外)
▼納期限の到来した市税を完納している方

手続き

1月30日までに、①雇用証明書(市指定の様式)②

特別融資(一般枠)

③金融機関の発行した利子の支払い証明書(利子補給期間の分)④金融消費貸借契約書の写し⑤金融機関の発行した返済予定表の写し⑥新築・購入の場合は、住宅の登記事項証明書が登記申請書の写し(増改築の場合は、増改築部分の建築確認通知書の写し)⑦印鑑を持参し、商工振興課(☎70・5661)へ直接。 ※2回目以降は、②④⑥不要

頑張る中小企業を応援！ 各種補助制度

障害者雇用促進報奨金

市内で1年以上継続して営業する中小企業で、雇用保険被保険者の障がい者を1年以上雇用している事業主が対象。雇用されている障がい者1人につき年額4万円を5年間交付します。

中小企業退職金共済制度奨励補助金

勤労者退職金共済機構が市商工会と退職金共済契約を新たに締結した事業主へ、補助申請年の前年(26年1月1日～12月末日)に支払いが完了した共済掛金の一部を補助します。

中小企業信用保証料補助金

市中小企業融資制度を利用した際に、県信用保証協会に支払った保証料の一部を補助します。

利子補給金

次の融資に支払った利子の一部を補助します。
【対象】市経営安定資金・創業支援資金・県経営支援

基地問題講演会

1月24日(土)13時30分から、文化会館。テーマは「北東アジアの安全保障と日本」。

講師は伊豆見元氏。基地問題への認識と理解を深めるための講演会です。市内在住・在勤の方対象。定員270人(先着順)。

圏市基地対策協議会事務局(基地対策課内) ☎70・5604。



伊豆見元氏

静岡県立大学国際関係学部教授及び同大学現代韓国朝鮮研究センター所長として北東アジアの国際関係と安全保障政策に精通。



市内在住の方
金融機関への借



新春のごあいさつ



市議会議長 山田晴義

明けましておめでとうございます。平成27年の新春を穏やかに迎えることとお喜び申し上げます。日頃から、市政の推進にご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。昨年、持続可能な都市経営の確立と活力ある魅力的なまちづくりの実現に向け、インターチェンジ関連事業などの都市基盤整備や超高齢社会を見据えた福祉などの諸施策を実施してまいりました。本年も、3期目のマニフェストであります「元気の力」「産業の力」「教育文化の力」「環境の力」「安全・安心の力」「プラス1の力」に総力を挙げて取り組み、本市の将来都市像である「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」の実現に努めてまいりますので、どうぞ皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。本年が市民の皆さまにとりまして、ご健康で幸せな一年となりますよう心よりお祈りいたしまして、新年のごあいさついたします。



市長 笠間城治郎

市民の皆さま、明けましておめでとうございます。希望に満ちた新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。温かいご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。迎えた新年、長年続いたデフレから脱却し、景気回復の恩恵を地方経済でも実感したいものです。景気の先行きには不安要素もあり、本市は厳しい財政運営が予想されますが、将来を見据え、活力ある魅力的なまちづくりに向けた施策展開が必要とす。市議会では、昨年、政策機能の強化などを目的とした調査や、議員定数の削減などを実施いたしました。引き続き、市民の皆さまが豊かさや幸せを、より実感できる生活の実現に向けて、最善の努力をしております。皆さまにとりまして、素晴らしい、幸多い年であることをお祈りし、新年のごあいさついたします。

笠間市長がtvk(テレビ神奈川)「2015かながわてれび年賀状」〔1月1日(木・祝)7時～8時〕とJ:COM(デジタル11ch)〔1月1日(木)3日(土)・5日(月)18時から、2日(金)・4日(日)10時から〕で新春のごあいさつを申し上げます。